

22川総行革第421号

平成23年1月19日

川崎市監査委員 松川 欣起 様  
同 奥宮 京子 様  
同 後藤 晶一 様  
同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

平成21年度包括外部監査結果に基づく措置及び結果に添えて提出された意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成22年1月26日付けで包括外部監査人丸山邦彦氏から包括外部監査契約に基づく監査結果に関する報告書の提出がありました。同法第252条の38第6項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第252条の38第6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

## 平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

### 【監査テーマ：一般会計における公有財産（不動産）の管理運営に関する事務の執行】

#### I 公有財産の取得、管理、処分及び貸付の適切性

##### 1 公有財産台帳の実在性、網羅性の検討

###### (1) 公有財産台帳への記載漏れ

〔指摘の要旨〕

市所有の係留施設の一部が公有財産台帳に記載されていないことが検出された。ただちに台帳を修正するとともに、再発防止のための体制を構築することを検討すべきである。

〔措置の内容〕

係留施設の一部の公有財産台帳への登載漏れについては、平成21年度内に公有財産台帳に登載しました。また、再発防止のため、取得予定の公有財産についてリストを作成し、公有財産取得報告書と突合するなど、チェック体制の強化を図りました。

さらに、平成21年3月から、各局庶務担当課及び財産所管課の担当職員を対象とした資産運用事務研修会を定期的実施し、公有財産台帳の登載内容に漏れのないよう財産管理の事務手続を周知徹底しています。今後も財政局と財産所管局との連携強化により、財産管理の一層の適正化に努めてまいります。

###### (2) 定期的な実査の実施

〔指摘の要旨〕

所管局においては公有財産の適切な現物実査を行う必要がある。実査の頻度は少なくとも年1回とし、定期的に行うべきである。公有財産台帳の管理主体である財政局は、実査の実施状況について、適時に所管局から報告を受け、適切な指示・指導を行うべきである。

〔措置の内容〕

公有財産の登載事項を確認し、不法占拠や無断使用、境界の越境等の状況を把握するため、年1回以上現地調査を実施することを徹底し、その結果について財政局へ定期的な報告を義務付けてまいります。

さらに、平成21年11月～3月に公有財産の適正管理に関する実態調査(総点検)を行い、こうした現地調査が適正に実施されているか確認しました。今後、実態調査を継続して実施し、より適切な指示・指導を徹底してまいります。

###### (3) 実態に合わせた台帳管理

〔指摘の要旨〕

工作物の記載内容について、台帳の記載内容と現物の対応関係が分かりづらいものとなっている。現物管理の実態に合うよう記載要領を変更することが最善であるが、当面は、公有財産台帳の記事欄（備考欄）の活用や補助台帳の作成等により、

台帳と現物の対応を明確にしておく必要がある。

〔措置の内容〕

公有財産台帳と実際の財産の突合が行いやすいよう公有財産台帳の記事欄等への記載により対応関係を明確化し、台帳管理及び現物管理の双方の視点で、公有財産台帳として必要十分な記載内容とするよう、平成22年度中を目処に検討しています。

また、必要に応じ、現物管理の実態に合うよう関係要領等の変更についても検討してまいります。

#### （４）財産管理における連携の強化

〔指摘の要旨〕

現物財産の管理責任は財産の所管局に、財産台帳の管理責任は財政局に、それぞれ帰され、両局間のコミュニケーションが不十分であると、現物財産の状況に関する情報が、財政局で把握できないという問題が生じる。財政局と所管局との連携強化を検討すべきである。

〔措置の内容〕

公有財産台帳の登載内容について、川崎市イントラネットシステムから財産所管課で閲覧できるようにしたことにより、財産所管課が所管財産をより容易に認識できるよう改善しました。

また、平成21年3月から、財産所管局の担当職員を対象とした資産運用事務研修会を実施することで、財政局と財産所管局との連携強化を図っています。今後も財産管理の一層の適正化に努めてまいります。

## Ⅱ－１ 市役所庁舎

### １ 施設の長寿命化

#### （１）老朽化施設と保全計画

〔指摘の要旨〕

市役所庁舎の設備のうち、空調関連設備及び電気設備を中心として、早期に補修が必要と考えられる老朽化設備が散見される。設備等保全計画の策定においては、故障した際の業務遂行に与える影響を考慮した計画策定が必要である。また、「本庁舎等耐震対策基本方針」を視野に入れて、計画を随時見直しながら柔軟な対応をしていく必要があると考える。

〔措置の内容〕

本庁舎及び第2庁舎につきましては、築49～72年とかなりの築年数が経過しており、より効率的かつ効果的な庁舎営繕事業を執行する必要があることから、平成22年2月に、老朽化の進捗度など従来の設備保全に係る観点に加え、各設備等の重要性、故障時の影響等についても十分に考慮した「設備等保全計画」を策定しました。

今後も、各庁舎の保全計画に基づき効率的かつ計画的な施設、設備等の更新、補修等を実施してまいります。併せて、今後策定を予定している「本庁舎等耐震対

策基本方針」との整合を図り、計画の見直し等についても柔軟に対応してまいります。

## Ⅱ－２ 幸区役所庁舎

### １ 施設の長寿命化

#### （１）老朽化設備と修繕計画

〔指摘の要旨〕

幸区役所の庁舎は、建物及び附帯設備の老朽化が進行しているため、維持管理のための計画的なメンテナンスが必要とされている。

設備の不具合が発生してから大規模修繕を実施する事後保全的な対応よりも、予防保全的にメンテナンスを行う方が、設備の使用可能期間が長くなるとともに、試用期間におけるトータルの維持管理費を削減できる可能性がある。現在は、修繕が必要な設備のなかから優先順位を決定するといった修繕計画となっているが、トータルの維持管理費が最少となるよう、長期的な視点で修繕計画を策定することが必要である。

また、区民の庁舎利用の増加及び防災拠点としての機能を考慮すると、安全性の観点からも、予防保全的な視点で修繕計画を策定することが必要である。

〔措置の内容〕

現在の幸区役所庁舎は、再整備事業を進めているなかで今後４年間程度使用する予定となっており、引き続き防災拠点としての機能を低下させないよう適切に維持管理を実施し、維持管理費が最小となるよう努めてまいります。

## Ⅱ－３ 川崎市緑ヶ丘霊園

### １ 霊園の管理業務

#### （１）財団法人川崎市公園緑地協会に対する委託契約の随意契約理由

〔指摘の要旨〕

財団法人川崎市公園緑地協会に対する委託契約のうち、霊園の日常的な維持管理業務については、随意契約とする理由は乏しいと考えられるため、競争入札の対象とすべきである。

〔措置の内容〕

霊園の日常的な維持管理業務については、今後競争入札とする方向で検討をしてまいります。

#### （２）維持管理事業に係る委託契約

##### ア 委託契約の分割

〔指摘の要旨〕

平成20年度の緑ヶ丘霊園維持管理事業費及び一般管理経費において、随意契約（見積合せ）として契約を締結した委託契約28件のうち、随意契約の上限金額である1,000千円を若干下回る契約が16件存在している。それらのなかには、同内容の作業にもかかわらず前期後期のように時期を分割し、意図的に1,000千円

未満としていると誤解を招きかねない契約も存在する。同一業者との契約が続いている委託業務については、発注単位の見直しを行い、競争性を高めて委託費の総額を削減することを検討すべきである。

[措置の内容]

前期後期に分けて発注していた業務委託については、平成22年度から発注単位の見直しを行い、年間契約として入札とするよう改善しました。

## イ 委託契約の集約

[指摘の要旨]

同一内容の作業を集約して意図的に1,000千円未満としていると誤解を招きかねない契約も存在している。適切に集約されていれば競争入札となるような契約が、随意契約の上限金額近くとなるように集約されていないかについて再度検証し、契約手続の透明性を高めるべきである。

[措置の内容]

今後は誤解を招くことのないよう委託契約を締結し、契約手続きの透明性を確保するよう努めてまいります。

## (3) 工事契約の見積り

[措置の内容]

平成20年度の緑ヶ丘霊園整備事業費に係る委託契約11件のうち、2,500千円を若干下回る契約が3件存在し、それらは同一業者が見積合せて受託している。これらのような随意契約の上限金額に近い金額のものについては、意図的に2,500千円未満になるようにしていると誤解を招きかねない。したがって、発注単位の見直しを行い、競争性を高めて委託費の総額を削減することを検討すべきである。

[措置の内容]

平成22年度から発注単位の見直しを行い、原則として競争入札とするよう改善します。

## 2 墓地管理料の長期滞納者

### (1) 長期滞納者への対応

[指摘の要旨]

回収コストとの兼ね合いもあるが、5年間経過し時効となる前に、未納分の納付書を送付し続けるのみだけでなく、不納欠損とさせない方策を検討すべきである。悪質な滞納者に対しては、墓地使用の権利を取消し、待機している市民に対して使用权を提供する等の措置を検討すべきである。また、現状では無縁となった場合の合葬墓等が存在しないため、使用区画に埋葬されたまま管理料は滞納となり、その対策が取られていない状況である。そのため、上記のとおり使用权を取り消した場合又は無縁となった場合に備えて、具体的な方策を検討すべきである。

[措置の内容]

長期滞納者への対応については、これまで文書、電話等による催告を行ってきま

したが、今後、さらに不納欠損とならない方策としてどのようなものがあるか検討してまいります。

また、無縁合葬墓の整備、使用許可の取消し、無縁改葬手続等の具体的対策についても、実施の方向で現在検討しております。

## II-4 斎苑

### 1 施設の長寿命化

#### (1) 火葬設備の老朽化への対処の緊急性

[指摘の要旨]

北部斎苑のシーケンサ(制御基盤)は最も重要な設備のひとつであるといえるが、新式のものに改修されたのは全16基中4基についてのみであり、残りの旧式の12基は、いつ故障してもおかしくないという状況である。シーケンサは、その故障が火葬業務実施の可否に直結するため、その交換は急務である。火葬という業務の特殊性を考慮すれば、要修繕・交換箇所の緊急度は全般的に非常に高いと考えられる。そのため、優先的に予算を確保し、緊急度の高いものから順次1件でも多く修繕・交換を行っていくべきである。

[措置の内容]

北部斎苑の火葬設備関連に関しては、シーケンサ以外の重要設備の故障への対応を含め、優先順位を見極めたうえで、より緊急度の高いものから早急に対応できるよう努めてまいります。

#### (2) 一日に稼働可能な火葬炉数を増加させることの必要性

[指摘の要旨]

北部斎苑の常時稼働炉数8基は現状で理論的必要炉数(10.4基)に足りておらず、南部斎苑を含めても平成27年度までには足りなくなる見込みとなっている。火葬需要は年々増加しているため、一日に稼働できる炉数を増やすことも緊急の課題である。北部斎苑の火葬炉が16基中8基しか一日に稼働することができなくなっているのは、旧式の耐火レンガ製の火葬炉であるため常時メンテナンスを行う必要があることに要因がある。そのため、北部斎苑の一日に稼働可能な火葬炉数を増やすためには、北部斎苑の火葬炉を、火葬時間が短い等のメリットを有するセラミック製に取り替えることが必要と考えられる。

[措置の内容]

北部斎苑については大規模改修を計画しており、セラミック製の火葬炉を導入する方向で検討しています。

#### (3) 火葬設備以外の老朽化及び旧式化に対する修繕計画の必要性

[指摘の要旨]

北部斎苑については、予防保全的な視点の下、総費用を削減しつつ利便性を向上させる修繕計画等を策定することが必要であると考えます。また、現在はまだ目立った不具合の発生していない南部斎苑についても、来るべき老朽化に備え施設の長寿

命化を図るために、修繕計画の策定は必要不可欠である。

[措置の内容]

北部斎苑の修繕及び改修計画の策定に向け、平成21年度に現況調査を実施しました。この調査結果を踏まえ、予防保全的な視点の下、総経費を削減しつつ利便性を向上させるため、平成22年度中に改修計画を策定します。

また、南部斎苑については、築10年を迎える平成25年度を目処に修繕計画を策定するよう調整してまいります。

## II-5 係留施設

### 1 施設の長寿命化

#### (1) 千鳥町1号係船岸壁

##### ア 老朽化調査及び補修工事計画策定の必要性

[指摘の要旨]

千鳥町1号係船岸壁は、平成2年に建設されて以来19年経過しているが、老朽化に関する調査及び補修工事は実施されていない。

また、当該調査及び補修工事に関する計画も策定されていない状況にある。当該係留施設は、中期的にはライフサイクルコストを縮減する予防的な措置として、適切な維持管理計画を策定した上で老朽化に関する調査を実施し、その結果に応じた補修工事を行うべきである。

[措置の内容]

川崎港の係留施設の維持管理計画は、平成21年度から24年度の4年間で策定することを目標に作業を進めております。そのうち、千鳥町1号岸壁は、平成23年度に策定予定です。計画策定後は、速やかに日常点検を実施し、データの蓄積後、適正な補修工事を実施してまいります。

#### (2) 千鳥町ABC物揚場

##### ア 老朽化調査及び補修工事計画策定の必要性

[指摘の要旨]

千鳥町ABC物揚場は、平成7年度から改良工事を実施している。しかし、栈橋については、昭和56年度に建設されて以来28年が経過し、背後部分以外にも老朽化が進行していることが予想される。早急に当該係留施設全体の適切な維持管理計画を策定した上で老朽化に関する調査を実施し、その結果に応じた補修工事を行うべきである。

[措置の内容]

川崎港の係留施設の維持管理計画は、平成21年度から24年度の4年間で策定することを目標に作業を進めております。そのうち、千鳥町ABC物揚場は、平成23年度に策定予定です。計画策定後は、速やかに日常点検を実施し、データの蓄積後、適正な補修工事を実施してまいります。

#### (3) 千鳥町北西物揚場

#### ア 補修計画及び補修工事の必要性

[指摘の要旨]

早急な補修が必要な状況ではないものの、昭和 38 年に建設されて以来 46 年が経過しているため、中期的にはライフサイクルコストを縮減する予防的な措置として補修工事計画を策定し、補修工事を実施すべきである。

[措置の内容]

川崎港の係留施設の維持管理計画は、平成 21 年度から 24 年度の 4 年間で策定することを目標に作業を進めております。そのうち、千鳥町北西物揚場は、平成 23 年度に策定予定です。計画策定後は、速やかに日常点検を実施し、データの蓄積後、適正な補修工事を実施してまいります。

#### (4) 千鳥町北物揚場

##### ア 係留施設の閉鎖

[指摘の要旨]

千鳥町北物揚場は、昭和 32 年に建設されて以来 52 年が経過しているが、当該係留施設の位置及び構造を考慮すると、今後安定的に需要が見込めるかは不透明である。したがって、早急に老朽化に関する調査を実施する必要があるにしても、調査の結果、補修工事に多額の費用が見込まれる場合には、補修工事を行わずに当該係留施設の閉鎖も検討すべきである。

[措置の内容]

港湾計画の改訂に合わせて、老朽化に対する調査や港湾利用者のニーズを把握し閉鎖も含め、今後の施設のあり方を検討してまいります。

#### (5) 東扇島 26 号岸壁から 28 号岸壁

##### ア 補修工事計画及び補修工事の必要性

[指摘の要旨]

東扇島 26 号岸壁から 28 号岸壁は安定的に利用されている。

中期的にはライフサイクルコストを縮減する予防的な措置として、平成 19 年度の調査結果を受けた補修工事計画を策定し、補修工事を実施することが望まれる。

[措置の内容]

川崎港の係留施設の維持管理計画は、平成 21 年度から 24 年度の 4 年間で策定することを目標に作業を進めております。そのうち、東扇島 26 号岸壁は、平成 21 年 3 月に策定いたしました。27・28 号は、22 年度中に策定する予定です。計画策定後は、速やかに日常点検を実施し、データの蓄積後、適正な補修工事を実施してまいります。

#### (6) 東扇島 31 号岸壁

##### ア 老朽化調査及び補修工事策定の必要性

[指摘の要旨]

調査及び補修工事を喫緊に行う必要性は低いと考えられる。ただし、中期的には

ライフサイクルコストを縮減する予防的な措置として、適切な維持管理計画を策定した上で老朽化に関する調査を実施し、その結果に応じた補修をするべきである。

[措置の内容]

川崎港の係留施設の維持管理計画は、平成21年度から24年度の4年間で策定することを目標に作業を進めております。そのうち、東扇島31号岸壁は、平成22年度中に維持管理計画を策定予定です。計画策定後は、速やかに日常点検を実施し、データの蓄積後、適正な補修工事を実施してまいります。

## (7) 東扇島A B C D号岸壁

### ア 用途変更の必要性

[指摘の要旨]

東扇島A B C D号岸壁は、昭和62年に建設されて以来22年が経過しているが、ほとんど利用されていないことから、老朽化に関する調査及び補修工事は実施されていない。今後も係留施設としての利用状況が改善される可能性は低いと考えられる。現在、当該係留施設の前面の海面は、既に港湾計画上「廃棄物処理用地」として用途が位置付けされているが、今後は、このような建設後早期に需要が見込めなくなる係留施設を建設することがないように、需要予測を精緻に行うべきである。

[措置の内容]

当該施設は昭和48年に港湾計画に位置付けがされ、その需要に対処するため施設整備を実施し、昭和62年に供用開始した施設です。平成12年の港湾計画改訂時には、新たな需要として廃棄物処理用地を確保する必要性が生じたことから、当該エリアを廃棄物処理用地に位置づけ、当該施設を廃止せざるを得ない状況となりました。

また、今後とも係留施設を港湾計画に位置付ける際には、需要予測を精緻に行ってまいります。

## (8) 小島新田物揚場

### ア 補修工事計画及び補修工事の必要性

[指摘の要旨]

小島新田物揚場は、昭和42年に建設されて以来、42年経過している。当該係留施設は、過去5年間の年間貨物量5万トンから7万トン、年間使用料が0.9百万円から1百万円と安定的に利用されている。

これらのことから、中期的にはライフサイクルコストを縮減する予防的な措置として、平成18年度及び平成19年度の調査結果を受けた補修工事計画を策定し、補修工事を実施するべきである。

[措置の内容]

川崎港の係留施設の維持管理計画は、平成21年度から24年度の4年間で策定することを目標に作業を進めております。そのうち、小島新田物揚場は、平成23年度に維持管理計画を策定予定です。計画策定後は、速やかに日常点検を実施し、データの蓄積後、適正な補修工事を実施してまいります。

## (9) 末広物揚場

### ア 用途変更の必要性

[指摘の要旨]

末広物揚場は、昭和38年に建設されて以来46年が経過しているが、現在は物揚ではなく小型船の係留のみに利用されている。末広物揚場は、位置的に波が立たず、係留護岸としての需要が見込めること及び物揚場から係留護岸への用途変更の費用が構造上多額にならないことが明らかであるため、前述の調査結果を受けた補修工事計画は、係留護岸への用途変更を視野に入れて策定すべきである。

[措置の内容]

川崎港の係留施設の維持管理計画は、平成21年度から24年度の4年間で策定することを目標に作業を進めております。そのうち、末広物揚場は、平成23年度に策定予定です。計画策定後は、速やかに日常点検を実施し、データの蓄積後、適正な補修工事を実施してまいります。

## II-6 川崎市港湾振興会館

### 1 施設の有効活用

#### (1) 展望室

##### ア 無料化による展望室の活用

[指摘の要旨]

展望室の利用者数は、開設当初の利用者目標15万人には遠く及ばないものの、試験的な利用料の無料化により、平成21年度には4万6千人が見込まれている。利用料が無料化されれば、利用者数が増加するのは当然である。この無料化によって港湾地区を訪れる多くの市民に対し、後述の映像コーナーや港湾紹介展示コーナー等の施設を最大限に活用していくことが重要であると考え。開設目的等を港湾地区に馴染みの薄い市民に理解してもらう絶好の機会だからである。したがって、単に利用者数の増加を図るばかりでなく、利用者さらなる満足感を与え、再度利用したくなるような方策について、イベント等を含めて検討する必要があると考え。

[措置の内容]

試験的な利用料の無料化により、平成21年度は約5万2千人の利用がありました。

入場者へのアンケートによると、多くの市民から景観の素晴らしさと、無料化に対する評価の意見が寄せられました。

利用者さらなる満足感を与え、再度利用したくなる方策として、平成22年度は、川崎港をより理解いただくための展示物の充実、イベントの積極的な開催を行いました。また、無料化についても、継続してまいります。

#### (2) 会議室及び研修室

##### ア 会議室及び研修室の抜本的な改革

[指摘の要旨]

会議室の稼働率（14％から15％）及び研修室の稼働率（27％から28％）は極めて低く、これを民間の企業会計又は独立行政法人の公的会計に当てはめると、低稼働率の資産として減損処理が必要な状態にあるといえる。また、開設当初から稼働率が極めて低い状況を鑑みると、そもそもニーズが少ないにもかかわらず必要以上に会議室及び研修室を設置してしまったとも考えられる。いずれにしても、複数ある会議室及び研修室は、現状のすべての室数が必要であるとはいえないため、会議室及び研修室以外の利用方法を探ることが必要であるとする。

[措置の内容]

港湾振興会館の活性化について検討するため、指定管理者により学識経験者・市民・港湾事業者等で構成する川崎市港湾振興会館活性化委員会が平成22年6月に設置されました。

また、平成22年8月に、試験的に会議室において宿泊を伴う研修を実施するなど、会議室及び研修室の用途の多様化を検討し、従来の枠にとらわれない新たな利用方法を検討しています。

### (3) 体育室

#### ア 体育室の平日稼働率の向上及び一般開放に係る開示方法

[指摘の要旨]

体育室の専用利用について、平日の稼働率が32.4％であることを勘案すると、更に意欲的な目標を設定し、利用件数を増加させる余地があるとする。指定管理者は、平成18年度から親子向けの映画上映会を開催する等、利用の促進を図っている。今後も、体育室であるということにとらわれず、文化的なイベント等にも積極的に活用して平日の稼働率を向上させることが望まれる。また、個人利用の稼働率向上のためには、一般開放の確認方法について利用者の利便性を考慮した対応を図ることが必要であるとする。

[措置の内容]

稼働率を向上するため、今後も夏休み親子教室等の各種イベントを実施するなど、積極的に活用していきます。また、一般開放日のあり方や専用利用の申込のあり方を工夫し、利用者の利便性を向上するよう努めてまいります。

### (4) テニスコート

#### ア テニスコートの休日利用料の再検討及び平日の稼働率向上

[指摘の要旨]

近隣の公営テニスコートと比較しても利用料（1時間当たり600円）が割安であるため、港湾振興会館のテニスコートは利用者が多く、稼働率や抽選倍率も高い水準にある。港湾振興会館の利用料が安価すぎるものが課題であると思われ、適正な利用料について検討する余地はあると考えられる。特に、土日祝日に関しては、平日との利用料の格差を設ける検討が必要であるとする。

[措置の内容]

料金設定時には、湾振興会館の利便性を考慮し設定しましたが、現在は市民に定着

した施設となったことから、他施設の実態や利用者の意見及び川崎市港湾振興会館活性化委員会での検証などを踏まえ、平成24年までに、適正な料金のあり方について検討します。特に、土日祝日の利用料金については、他施設の動向を見極め検討をまいります。

## (5) 施設の目標値管理

[指摘の要旨]

港湾局及び指定管理者は、主に年度の利用者数及び前年度対比によって、施設の利用状況を管理している。しかし、施設利用可能数に対する目標の比率が極めて低く、特に会議室及び研修室について顕著である。これは、計画当初に、稼働率を十分に考慮することなく施設設計をしたためと考えられ、その結果、会議室及び研修室はキャパシティ過大の状態となっている。果たしてこのような過剰な施設を作る必要があったのか、開設当時の計画性が問われるところである。したがって、当該施設を今後も同様の用途で利用する前提ではあるが、現状に見合った施設の定量的な目標値を客観的かつ現実的に設定し、港湾振興会館の活性化に繋げる必要があると考える。

[措置の内容]

会議室・研修室については、平成22年4月から利用料金を試行的に半額とし、利用拡大への効果について検証を行っています。

また、会議室・研修室の利用を検討するため6月に設置した川崎市港湾振興会館活性化委員会の報告を踏まえ平成23年度中に用途等の検討及び予算要求を行い、平成24年度を目処に、現状に見合った目標値を設定し、港湾振興会館の活性化に努めてまいります。

## 2 その他の附随施設

### (1) 映像コーナーの一般利用者促進

[指摘の要旨]

映像コーナーについては、小学校の社会科見学での利用度は高いものの、当該施設は社会科見学に特化した施設ではないため、今以上に一般市民が気軽に利用できる施設となるよう改善すべきである。

[措置の内容]

映像コーナーの活用に向け、平成21年11月に遮光カーテンを設置したほか、諸機器の入れ替えにより、より多様な事業で利用することが可能となりました。

また、新たな川崎港の案内DVDを平成22年3月に作成し、定時に放映し川崎港の振興を図っています。

なお、施設有効活用の視点から、市民サークルの発表会場などとして、積極的に事業を展開するよう指定管理者と協議中です。

### (2) 港湾紹介展示コーナーへの誘導及び展示の改善

[指摘の要旨]

港湾紹介展示コーナーについては、利用案内板から削除されている上、誘導する看板も存在しないため、港湾紹介展示コーナーへの案内を明瞭なものに改善し、その上で展示方法をより魅力的なものとしていくことが必要であると考えます。

[措置の内容]

港湾紹介展示コーナーへの案内については、平成22年10月に明瞭なものに改善しました。

また、港湾紹介展示コーナーの展示物については、旧喫茶室の活用と併せて充実を図るほか、検討委員会での検討結果を踏まえ、改善を図ってまいります。

### (3) 旧喫茶室、レストラン等の抜本的な見直し

[指摘の要旨]

旧喫茶室については、NPO法人が使用許可も受けずに占有している状況にある。当該スペースは、港湾紹介展示コーナーへ繋がる導線上にあるため、過去の経緯を見直した上で当該スペースの設置物を撤去する方向で理解を求める必要があると考えます。そして、市民の潜在的ニーズを十分に考慮して、当該スペースを有効活用する方策を検討すべきである。

レストランについては、使用料の免除だけでは根本的な解決にはなっていない。港湾地区には飲食をする場所が少ないため、当該レストランは、本来は港湾振興会館の付加価値を高める重要な施設であるといえる。したがって、平日に近隣の利用者が昼食をとるために利用するだけでなく、広く市民が満足できるような施設となるよう検討すべきである。

[措置の内容]

旧喫茶室については、当該スペースを利用しているNPO法人と、速やかなる撤去に向けた協議を進めています。また、旧喫茶室を含めた振興会館の活性化に向け、学識経験者・市民・港湾事業者による川崎市港湾振興会館活性化委員会を設置しました。今後は、委員会の議論を踏まえ、有効活用してまいります。

また、レストランについては、夜景観光ツアーとのコラボレーションによる夜間の営業を実施し、広く市民が満足できる施設となるよう試みます。

## II-7 港湾緑地

### 1 東扇島西公園

#### (1) 施設の安全管理

[指摘の要旨]

東扇島西公園の付け根の部分には、テトラポットが置かれている。テトラポットは足場が悪く、ここへ立ち入るには護岸を乗り越え、脚立等を用いる必要があるため非常に危険である。そこで市では、テトラポットでの釣りを禁止している。しかし、視察時には2名の釣り人がいた。護岸に乗越え禁止の張り紙があるだけで、看板にはテトラポットに関する注意はなかった。公園を利用するすべての釣り人に、立入禁止であることを周知させる対策が必要である。

[措置の内容]

平成22年2月に、テトラポット（消波ブロック）に乗ることの危険性を示す看板を設置いたしました。今後も定期的に点検し、公園の利用者に対し、立入禁止であることを周知させる措置を講じてまいります。

## （2）施設の破損に対する応急対策

〔指摘の要旨〕

東扇島西公園の東側には、市有地（立入禁止地区）との境にフェンスを設置しているが、公園の先端の海に面した部分のフェンスが台風の影響で倒れ、その部分から立入禁止地区へ侵入している釣り人がいた。

フェンスを乗り越える際には海への転落のおそれがあり、非常に危険である。修理までの期間は、通り抜けが不可能となる万全の応急対策を講じる必要がある。

〔措置の内容〕

平成21年10月8日の台風によるフェンスの倒壊については、単管バリケードによる立入禁止措置を、平成21年10月9日に緊急に行うとともに、その5日後に原状復旧を行いました。

## 2 ちどり公園

### （1）施設の安全管理

〔指摘の要旨〕

市は、ちどり公園での釣りを禁止しているにもかかわらず、視察時に釣りをしている人が散見された。海との境には、大人の胸辺りまでのフェンスを設置しているが、これを乗り越える人もいるようである。海へ転落するおそれがあり非常に危険であるため、駐車場のみならず、フェンス付近においても、釣りを禁止する看板を設置する等の対策が必要である。

〔措置の内容〕

ちどり公園での釣り禁止についての掲示を平成21年10月に新調し、西公園及び浮島つり園を案内する内容としました。

### （2）施設の老朽化

〔指摘の要旨〕

ちどり公園は老朽化が進行しているが、補修が進んでいない状況である。補修工事はフェンスを中心に実施しているが、すべてのフェンスをアルミ製に取替えるまでには至っていない。しかし、腐食した部分に人が乗った場合はフェンスが壊れ、怪我のおそれや海へ転落する危険がある。また、腐食孔に子供が誤って指を入れた場合は、怪我をする危険性も高いと思われる。したがって、早急に補修を検討することが必要である。

〔措置の内容〕

指摘のありましたフェンスについては、平成22年5月に、腐食部の取替え補修工事を行いました。

## 平成21年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況

### 【監査テーマ：一般会計における公有財産（不動産）の管理運営に関する事務の執行】

#### I 公有財産の取得、管理、処分及び貸付の適切性

##### 1 公有財産台帳の今後のあり方

###### (1) 新地方公会計制度への対応

〔意見の要旨〕

新地方公会計制度は、あらたに財務会計目的の固定資産台帳を整備することを求めている。実務面のコストの大きさを考慮すると、公有財産台帳の既存データを拡充する形で固定資産台帳を作成するのが効果的かつ効率的であると考えられるので、固定資産台帳の作成時やシステム改良時において、両台帳の統合的な整備運用を可能とすべく検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

現行の財産管理システムに、固定資産台帳整備に必要なデータ管理及び償却計算の機能等を付加する手法で改修を行い、新地方公会計制度の導入に向け、台帳整備を進めています。

また、既存の公有財産台帳と固定資産台帳の連携に基づく整備運用を可能とするなど、効率的・効果的な運用方法を検討しています。

###### (2) 財産管理におけるアセットマネジメントの観点の導入

〔意見の要旨〕

部局単位での意思決定を脱し、部局横断的・経営戦略的なマネジメントを推進していくためには、財政局を中心に必要となる情報をピックアップして、全庁一元的に管理された「公有財産データベースシステム」に記録し、情報の共有化を図っていくことが必要である。

〔措置の内容〕

「公有財産データベースシステム」による情報の全庁一元管理については、平成22年度末を目途に「中長期的な視点による資産マネジメントに関する方針」を策定するため、マネジメントフローや有効活用度の評価など、マネジメントの手法や方向性について検討しています。また、策定作業においては、固定資産台帳整備と連動した資産マネジメントのデータ整備を行うなど、情報の一元化及び共有化を諮り、資産の効果的か活用と最適な保有に向けたマネジメントの実施体制についても検討しています。

#### II-1 市役所庁舎

##### 1 緊急耐震補強工事

###### (1) 施設の安全性の視点からみた市役所庁舎の今後のあり方

〔意見の要旨〕

これまでに実施された緊急耐震補強工事は応急措置的な対応に過ぎず、市役所庁

舎の耐震性に全く問題がないといえるわけではない。震災発生時には市役所庁舎が重要な情報拠点や応急復旧活動の中核拠点となること、また災害対策本部の指揮監督を行う市長等の幹部職員が執務する場所であることから、耐震改修促進計画内で定められている平成27年度末までに耐震化対策を完了することが望まれる。

[措置の内容]

市役所庁舎の耐震化対策については、本庁舎及び第2庁舎については、建築年数等を踏まえ緊急耐震補強工事を実施したところですが、いずれは抜本的な対策が必要であると認識しております。

耐震化対策については、学校や区役所関連施設など市民に直接影響のある建築物を優先して整備を進めているところですが、本庁舎等は建物の規模や行政機能等が大きいことから、耐震化対策に係る様々な影響や課題、また本市の財政状況等を踏まえながら、中長期的な視点に立った取組みを実施してまいります。

## 2 ライフサイクルコストの試算と今後の方向性

[意見の要旨]

市役所庁舎の今後のあり方については、建物の安全性の問題や必要となる規模、機能、また庁舎の集約化等、様々な事項と関連するため、コストの観点だけで決定すべきではないが、耐震補強工事を選択した場合と建替えを選択した場合とでは、ライフサイクルコストが異なってくることを十分に理解した上で検討することが望まれる。

[措置の内容]

本庁舎等のあり方や耐震対策手法、必要な庁舎機能・規模、候補となる整備手法等は、今後策定を予定している「本庁舎等耐震対策基本方針」により定めてまいります。大きな決定要素となるコスト面での評価検討につきましては、イニシャルコスト、ランニングコストを含め、様々な仕様、手法等を想定したトータルのライフサイクルコストを試算し、長期的な観点を踏まえた費用対効果の検証や、その他の要素を含めた総合的な評価を実施し、その結果を基本方針に反映させてまいります。

## II-2 幸区役所庁舎

### 1 緊急耐震補強工事

#### (1) 施設の安全性の視点からみた庁舎の今後のあり方

[意見の要旨]

これまでに実施された緊急耐震補強工事は、応急措置的な対応に過ぎない。したがって、幸区役所庁舎の耐震性に全く問題がないといえるわけではなく、建替え計画が確実に推進されることが望まれる。

[措置の内容]

幸区役所庁舎につきましては、耐震性能に課題があることなどから、庁舎の建替えを進めることにしております。整備スケジュールについては、平成21年度に基本方針を策定し、平成22年度は基本計画を策定します。平成23年度には基本・

実施設計を行い、平成26年度に新庁舎の供用開始に向け計画を推進してまいります。

## 2 ライフサイクルコストの試算と今後の方向性

[意見の要旨]

新庁舎の建築規模については、今後の幸区の人口推移や庁舎機能のあり方等を総合的に勘案して決定されると思われるが、ライフサイクルコストを重視した検討も望まれる。また、長寿命な庁舎を目指す上においては、特に、庁舎設備の保守・修繕・更新等のメンテナンスコスト（保全及び修繕コスト）もランニングコストにおける重要な要素となることから、設備設計や修繕計画を策定する段階から、十分な考慮を行うべきである。

[措置の内容]

幸区役所庁舎整備については、新庁舎のライフサイクルコストやランニングコストを計画の段階から考慮して着実に推進してまいります。

## II-3 川崎市緑ヶ丘霊園

### 1 霊園の管理業務

#### (1) 霊園管理に係る指定管理者制度導入の検討

[意見の要旨]

「第2次川崎市行財政改革プラン」においても、霊園は指定管理者制度を活用する施設（予定）に挙げられており、また神奈川県内においては、すでに公営墓地に指定管理者制度を導入している例もあるため、墓地経営に求められる安定性、継続性及び非営利性の確保に配慮しながら、指定管理者制度の導入について検討することが望まれる。

[措置の内容]

指定管理者制度の導入については、他都市の状況を参考にしながら導入の検討を進めてまいります。

### 2 墓地使用料のコスト

#### (1) 墓地使用料の算定方法

[意見の要旨]

墓地を整備する毎に使用料の算定を行うと、使用料が大きく変動する可能性もある。したがって、今後の墓地再募集時や早野聖地公園における募集時に使用料を算定する際には、募集区画に関するコストだけでなく、霊園全体の墓地造成計画から想定される総コストを考慮することも望まれる。ただし、使用料の設定にあたっては、現行の使用料や近隣の公営霊園の使用料にも配慮することも重要と考える。

[措置の内容]

墓地使用料の算定に当たり、未整備の区域や将来整備する施設等を含めた霊園全体の墓地造成計画から想定される総コストをあらかじめ考慮して使用料を設定することについては非常に難しいものと考えておりますが、更に検討を行ってまいります。

す。

### 3 墓地管理料のコスト

#### (1) 墓地管理料における受益者負担

[意見の要旨]

墓地管理料は1平方メートル当たり700円であるが、一定の仮定の下に1平方メートル当たりの総コストを計算した結果1,217円となった。支出が超過する部分は、最終的には税金で賄われているため、墓地を利用している市民と利用していない市民との間の公平性を考えるべきである。なお、低水準の墓地管理料を維持するためには、委託契約の見直しを含め、より一層の維持管理費用の削減を検討すべきである。

[措置の内容]

墓地管理料については、受益者負担の原則により墓地使用者が負担すべき経費と、公園緑地部分の管理経費等の市民全体が負担すべき経費を明確にし、墓地を利用している市民と利用していない市民との間の公平性を考え、決定してまいります。

また、墓地管理料の見直しの検討とともに、より一層の維持管理費用の削減に努めてまいります。

### 4 緑ヶ丘霊堂

#### (1) 期間に応じた霊堂使用料

[意見の要旨]

一定の仮定の下、収蔵1体当たりのコストは、市の算定した5,786円に維持管理費用3,720円を加算した9,506円となり、現在の霊堂使用料5,000円の約1.9倍となった。一時的な預け場所として霊堂を利用する市民と永年使用する目的の市民が存在するにもかかわらず、霊堂使用料が一律5,000円であるため、一時使用者と永年使用者のコスト負担割合が著しく異なっている。したがって、霊堂使用料の算定に年間の維持管理費用を考慮した料金設定を行うとともに、一時使用者と永年使用者の料金に差を設ける余地もあると考える。

[措置の内容]

今後、霊堂使用料の算定にあたっては年間の維持管理費用を考慮した料金設定を行ってまいります。

また、霊堂使用料については、3年以内に遺骨の引き取りがあった場合には既納使用料の半額を返還しております。

今後整備を予定している霊堂については永年使用ではなく、あらかじめ使用期限を定める有期限の採用を検討しています。

#### (2) 霊堂の今後のあり方

[意見の要旨]

平成23年度に霊堂が飽和状態となることが予測されるので、収蔵可能遺骨数を増加させるために新たな納骨堂を建設するか、又はそれに代わる別形態の墓地を建設する等の対策を検討することが望まれる。その際には、利用者のニーズを把握し

た上で、建設費のみならず維持管理費が削減できるような手法を考えるとともに、前述のコスト計算を勘案した上で、使用料の設定を検討すべきであるとする。

[措置の内容]

平成23年までに、収蔵遺骨数約11,000体の第2霊堂整備を計画しています。整備にあたっては経費削減とともに管理的経費を含めた適正なコスト計算と受益者負担についての検討を行い、適正な料金設定を行ってまいります。

## 5 霊園の参拝者等の利便性向上

[意見の要旨]

緑ヶ丘霊園は、公園墓地として市民に広く利用されている。高齢者から子供まで幅広い年代の市民が訪れる霊園についても、4箇所の汲取り式トイレの水洗化を検討する必要があると考えられる。

[措置の内容]

平成22年度に1箇所トイレの水洗化を完了しました。残る3箇所についても平成26年度を目処に水洗化するよう努めてまいります。

## 6 霊堂の今後のあり方

### (1) 公営墓地に対する市民のニーズの変化

[意見の要旨]

近年では、墓地の継承者がいない場合や、継承者がいるにもかかわらず親の墓地の問題を子供にまで負わせたくないという希望するケースが増加している。また、従来型の一般墓地や新形式墓地だけでなく、継承者不要の永代供養墓の需要が増加している等、墓地に対する意識の変化が進んでいる。今後の霊園事業を進めるにあたっては、再度市民の意識とニーズの変化を捉え、より市民にとって有用な公営墓地となるよう、具体的な対策が推進されることを期待したい。

[措置の内容]

今後、霊園事業を進めるにあたっては、市民の意識とニーズの変化を捉え、市民にとって有用な公営墓地となるよう努めてまいります。

なお、早野聖地公園の新たな整備予定区域において集合合葬型墓所の整備を予定しており、今後、具体化に向けて検討を進めてまいります。

## II-4 斎苑

### 1 耐震補強工事

#### (1) 施設の安全性の視点からみた北部斎苑の今後のあり方

[意見の要旨]

平成20年度に実施された耐震補強工事により、火葬棟は「倒壊又は崩壊する危険性が低い」という状態になっている。しかし、Is値は建物重量によって変化する指標であるため、大規模改修の後にも現状の耐震強度を維持できるよう留意する必要がある。

[措置の内容]

改修計画に基づき、平成 24 年度以降、耐震強度に留意しながら改修を開始する予定です。

## 2 指定管理者制度

### (1) 経費の削減に向けた今後のあり方

[意見の要旨]

NPO 法人日本環境斎苑協会が発表した「実態調査から見た火葬場の現状(第二報)」というレポートによれば、火葬炉 1 基以上の火葬場における火葬 1 件当たりの平均維持管理経費は約 3 4 千円であるとされており、これに平成 20 年度の南北斎苑の火葬件数 9,000 件を乗じると 3 億 9 百万円となる。これに対し、平成 20 年度の指定管理者の経常費用に市負担の光水熱費等を加え、その合計額を科目ごとに適切な基準を用いて各事業に配賦した結果、火葬事業のコストは 3 億 2 7 百万円と算出された。

これをもって、指定管理者の支出費用に削減余地があると断言はできないが、少なくとも更なる費用削減について検討の余地はあると考えられる。

そこで、市が指定管理料を決定する際には、さらなる精査を行う必要があると思われる。

[措置の内容]

毎年度当初に実施する指定管理者に対する年度評価の中で、費用削減の余地を検証してまいります。また、今後の指定管理料の決定の際には、年度評価結果を踏まえ、提案内容を精査してまいります。

## 3 施設利用料

### (1) 行政コストと施設利用料

[意見の要旨]

#### ① 施設利用料決定についての考え方

火葬事業及び遺体保管事業は、その公共性ゆえに、利用料はできるだけ安価であることが望ましく、損失が発生すること自体に問題があるとは思われないが、斎苑で発生した損失は斎苑を利用しない者を含む市民全体で負担しているのであるから、施設利用料の決定方法については再考の余地があると思われる。

まずは、事業に係るすべての費用を考慮したうえで、それをもとにして利用料を決定すべきである。また、利用料の決定方法であるが、非受益者との公平性及び施設の公共性を考慮して、受益者との双方の利益衡量を図って設定することが望ましい。

なお、大規模改修により各事業の費用が変化することも予想されるため、大規模改修が終了する時期に合わせて利用料を改定することも合理的であると考えられる。

#### ② 市内利用者の利用料について

現状では、火葬料は、限界費用のみを負担してもらうという考え方に基づき決定されており、そのような考え方には一定の合理性がある。しかし、火葬事業によって発生する損失の金額や近隣地方公共団体の利用料等を考慮するならば、利用料に

ついて再度検討の余地はあると思われる。現状では決定方法に明確な根拠のない遺体保管事業の利用料も含め、検討が望まれる。

### ③ 市外居住者の利用料について

斎苑が市の公共施設であることを考慮すると、市外居住者には事業運営に係るすべての行政コストを負担してもらおうという考え方もある。遺体保管事業については、利用料は行政コストに概ね近似した金額となっているため、現在の利用料は適当なものであると考えられる。火葬事業については、利用料が行政コストよりも安価となっており、その損失は市民全体で負担していることとなるため、利用料については、利用1件当たりの行政コストを負担してもらおうという考え方にに基づき、再度検討する必要がある。

[措置の内容]

北部斎苑の大規模修繕計画については、利用料改定の可能性を視野に入れ、各事業に係る費用の変化を予測しながら、平成22年度中に策定してまいります。

なお、施設利用料の改定にあたっては、事業に係る総費用を考慮することから、大規模改修終了時期に合わせ、改定に向けた検討を進めていきます。

また、火葬事業及び遺体保管事業の利用料については、損失金額や近隣他都市の利用料等について調査を実施し、大規模改修が終了する時期に合わせ、改定に向けた検討を進めていきます。

市外居住者の利用料については、改修経費及び改修後の施設維持に係る経費を算出したうえで、行政コストに見合った金額の負担を求める方向で検討してまいります。

## 4 北部斎苑の今後のあり方

[意見の要旨]

北部斎苑の稼働率は、平成27年度以降には100%を超えると予想されている。それにもかかわらず、火葬設備は著しく老朽化しており、多額の修繕費が掛かるばかりでなく、火葬業務をコントロールするシーケンサもいつ故障してもおかしくない状況である。そのような状況を一刻も早く改善するために、火葬設備の取替えが必要となると考える。また、火葬設備以外においても、市民の火葬に対するニーズの変化を捉え、大規模改装工事が必要となると考えられる。そして、何よりも、これ以上の老朽化による市民サービスの低下を避けるため、北部斎苑の火葬炉の取替え及び大規模修繕について、市民、近隣住民等に周知し、理解を得る必要があると考える。

[措置の内容]

火葬需要の増加等に対応するため、大規模な改修を計画しており、平成22年度中に改修計画を策定します。計画の実施にあたっては、市政だよりやホームページでの広報や、説明会を実施することで、市民、近隣住民へ周知し、理解を得られるよう努めてまいります。

## II-5 係留施設

## 1 施設の長寿命化

### (1) 千鳥町5号係船棧橋

#### ア 老朽化調査及び補修工事計画策定の必要性

[指摘の要旨]

千鳥町5号係船棧橋は平成21年度中に補修工事を終了し、再び利用可能な状況となることから、当面は老朽化に関する調査及び補修計画を策定する必要はない。

しかし、長期的には適切な維持管理計画を策定した上で、老朽化に関する調査及び補修工事の実施を検討することが望まれる。

[措置の内容]

平成21年度に千鳥町5号棧橋の維持管理計画を策定しました。計画策定後は、速やかに日常点検を実施し、データの蓄積後、適正な補修工事を実施してまいります。

### (2) 東扇島21号岸壁から25号岸壁

#### ア 補修工事の必要性

[指摘の要旨]

東扇島21号岸壁から25号岸壁は、昭和56年から昭和59年に建設されて以来、25年から28年が経過しており、平成19年度の調査結果を受け、平成21年度から平成24年度の間には防食対策を実施する計画を策定している。当該計画に基づいて実際に補修工事が行われることが望まれる。

[措置の内容]

川崎港の係留施設の維持管理計画は、平成21年度から24年度の4年間で策定することを目標に作業を進めております。そのうち、東扇島21号から25号岸壁は、平成21年度に策定しました。計画策定後は、速やかに日常点検を実施し、データの蓄積後、適正な補修工事を実施してまいります。

### (3) 東扇島29号岸壁

#### ア 補修工事の必要性

[指摘の要旨]

老朽化の調査結果を受け、平成21年度から平成24年度の間には防食対策を実施する計画を策定している。当該計画に基づいて実際に補修工事が行われることが望まれる。

[措置の内容]

川崎港の係留施設の維持管理計画は、平成21年度から24年度の4年間で策定することを目標に作業を進めております。そのうち、東扇島29号岸壁は、平成22年度中に維持管理計画を策定予定です。計画策定後は、速やかに日常点検を実施し、データの蓄積後、適正な補修工事を実施してまいります。

### (4) 東扇島30号岸壁

#### ア 補修工事の必要性

[指摘の要旨]

東扇島29号岸壁と同様、老朽化の調査結果を受け、平成21年度から平成24年度の間には防食対策を実施する計画を策定している。当該計画に基づいて実際に補修工事が行われることが望まれる。

[措置の内容]

川崎港の係留施設の維持管理計画は、平成21年度から24年度の4年間で策定することを目標に作業を進めております。そのうち、東扇島30号岸壁は、平成22年度中に維持管理計画を策定予定です。計画策定後は、速やかに日常点検を実施し、データの蓄積後、適正な補修工事を実施してまいります。

## (5) 夜光物揚場

### ア 今後の補修工事計画の必要性

[指摘の要旨]

夜光物揚場は、他の係留施設と比較して利用度は高くない状況にある。

このことから、平成20年度の調査結果を受けた補修工事計画については今後の需要面及び安全面を考慮して策定することが望まれる。

[措置の内容]

川崎港の係留施設の維持管理計画は、平成21年度から24年度の4年間で策定することを目標に作業を進めております。そのうち、夜光物揚場は、平成24年度に維持管理計画を策定予定です。計画策定後は、速やかに日常点検を実施し、データの蓄積後、適正な補修工事を実施してまいります。

## (6) 千鳥町けい留棧橋

### ア 老朽化調査及び補修工事計画策定の必要性

[指摘の要旨]

千鳥町係留棧橋は、建設されて40年経過しているが、羽田空港の再拡張整備に関連して、平成20年度に補修工事が行われているが、長期的にはライフサイクルコストを縮減する予防的な措置として、老朽化に関する調査を実施し、その結果に応じた補修工事を行うことが望まれる。

[措置の内容]

川崎港の係留施設の維持管理計画は、平成21年度から24年度4年間で策定することを目標に作業を進めております。そのうち、千鳥町けい留棧橋は、平成23年度に策定予定です。計画策定後は、速やかに日常点検を実施し、データの蓄積後、適正な補修工事を実施してまいります。

## (7) 夜光けい留棧橋

### ア 老朽化調査及び補修工事の必要性

[指摘の要旨]

夜光けい留棧橋は、老朽化に関する調査及び補修工事を近年行っているが、当該係留施設は安定的に利用されていることから、長期的にはライフサイクルコストを

縮減する予防的な措置として、適切な維持管理計画を策定した上で老朽化に関する調査を実施し、その結果に応じた補修工事を行うことが望まれる。

[措置の内容]

川崎港の係留施設の維持管理計画は、平成21年度から24年度の4年間で策定することを目標に作業を進めております。そのうち、夜光けい留棧橋は、平成23年度に策定予定です。計画策定後は、速やかに日常点検を実施し、データの蓄積後、適正な補修工事を実施してまいります。

## (8) 係留施設の今後の在り方

[指摘の要旨]

港湾施設は、高度経済成長に伴い、1960年代から集中的に整備された。この時期に建設された港湾施設の多くは老朽化が進行しており、今後、維持、改良及び更新に係る費用の増大が見込まれる。市の保有する港湾施設については、平成10年頃から港湾施設の老朽化に関する調査を随時実施し、その調査結果をもとに補修工事を進めてきている。しかし、当該調査及び補修工事は、現時点では必ずしも予防保全型のものではなく、事後保全型の面が強いと思われる。港湾施設管理を計画的に進めることにより、事後保全型から予防保全型のものに転換し、ライフサイクルコストの削減や、維持、改良及び更新に係る費用の平準化を図る必要があると思われる。

[措置の内容]

川崎港の係留施設の維持管理計画は、平成21年度から24年度の4年間で策定することを目標に作業を進めております。計画策定後は、速やかに日常点検を実施し、データの蓄積後、ライフサイクルコストを縮減した適正な時期に補修工事を実施するとともに、維持、改良及び更新に係る費用の平準化を図ってまいります。

## II-6 川崎市港湾振興会館

### 1 施設の長寿命化

#### (1) 施設の老朽化と修繕計画の必要性

[意見の要旨]

港湾振興会館は竣工後17年が経過しており、老朽化が進行しているため、港湾局では平成18年度より改修計画を策定し、施設の改修に着手している。港湾振興会館の施設老朽化に対して、港湾局は修繕計画を策定しているため、それが策定されていない施設よりも対策が進んでいるといえる。しかし、当該修繕計画は、今後老朽化が進行すると思われる各種の設備について、予算の範囲内で事後保全的に修繕を計画しているのみであり、予防保全的な視点でライフサイクルコストの削減を意図したものとはいえない。そこで、税金を投入するに足る施設であるならば、有効活用を図った上で各設備の老朽化の現状を総合的に把握し、将来的な修繕コストを最小にすることを考慮した抜本的な修繕計画を策定することが強く望まれる。

[措置の内容]

公共建築物の長寿命化、予算の平準化及びコストの抑制を図ることを目的とした

公共建築物の中長期保全計画を平成22年度末を目処に策定を予定しており、当該計画を踏まえ、予防保全的な視点により、将来的な修繕コストを最小にすること目指した港湾振興会館の修繕計画を策定してまいります。

## 2 ビーチバレー場

### (1) 施設の目標値管理

[意見の要旨]

ビーチバレー場は希少性が高く、プロ選手の練習場としてだけでなく市民大会にも利用される等、特定の利用者層には価値の高いものである。また、対外的にかなりの宣伝効果があると考えられる。とはいえ、今後は公営のビーチバレー場として施設を維持管理していく必要がある。冬場が課題ではあるが、他の低稼働率施設と同じ状況に陥らないよう、利用者増に向けての取組みを今後も行いつつ、市民大会の開催等のさらなる稼働率向上のための方策を検討していくことも望まれる。

[措置の内容]

平成22年度は、ビーチバレー場の利用促進を図るため、ビーチバレー大会（JBVツアービーチバレー川崎市長杯、ビーチバレー・ジャパン・カレッジ2010等）や無料体験会など、年間を通して数々のイベントを開催しております。

また、平成22年8月から、夜間照明設備を導入し、利用時間の拡大を図りました。

今後も市民大会の開催など、さらなる稼働率向上に努めてまいります。

## 3 指定管理者制度

### (1) 指定管理者の再委託契約

[意見の要旨]

平成20年度に指定管理者が支出した物件費1億61百万円のうち、再委託費用は1億38百万円であり、その割合は85.8%となっている。また、再委託の内容は、随意契約で①受付業務28百万円、②警備・設備管理85百万円、③清掃業務22百万円及び④廃棄物収集2百万円となっている。一般的に随意契約よりも競争入札のほうが金額の縮減が図られるものと考えられるので、市が指定管理料を決定する際には、さらなる精査を行う必要があると思われる。

[措置の内容]

受付案内及び警備・設備関係業務に係る委託契約について、平成22年4月から長期契約とし、清掃業務については指名競争入札に、廃棄物収集については見積合せとし、委託費の縮減を図りました。

また、次期指定管理料を決定する平成25年には、委託費が縮減された部分も含め更なる精査を行います。

### (2) 指定管理者との連携

[意見の要旨]

指定管理者は第1期（平成18年度から平成20年度）、第2期（平成21年度か

ら平成25年度)の事業計画書において、利用の拡大、経費削減及び新たな事業展開等に関しての事業計画を策定している。

しかし、いずれも定性的な目標であり、客観的な数値目標は掲げられていない。達成可能な数値目標を計画に織り込み、努力目標として機能させるべきである。そして、実績との比較を行い、運営面に適時にフィードバックできる体制を構築すべきである。

また、平成20年度の事業報告書において、第1期事業計画書に対する実施状況や達成状況の記載があるが、市民周遊コースの開発や東扇島中公園の活用等は具体的な検討に着手できず、また体育室の専用使用のあり方の見直しや料金体系の見直し等については、検討したものの未実現に終わっている。

このことは、港湾局と指定管理者の協議や情報共有が不十分であったことが一因であると推測される。

事業計画の策定にあたっては、港湾局と指定管理者の両者が、計画として必要十分かつ実行可能かについて協議し、情報を共有する必要がある。

策定後においても、進捗状況を適時に把握し、指定管理者に対するモニタリングを行うことが必要不可欠である。

[措置の内容]

事業計画の進捗状況については、指定管理者に対するモニタリングを随時実施することにより、事業の実施状況を把握するとともに、計画の達成状況について、毎年度実施する、年度評価で的確に評価してまいります。

また、次期指定管理者の募集に際しては、利用者の拡大及び経費削減等について、客観的な数値目標を事業計画に織り込んだ提案がなされるよう、募集要項等を工夫してまいります。

### (3) 指定管理者の募集方法

[意見の要旨]

第2期(平成21年度から25年度)の応募は1団体となっている。募集期間を長くすること、応募が1団体の場合には再募集をすること及び広報の方法を見直すこと等、指定管理者の募集方法には検討の余地があるものと思われる。

[措置の内容]

次期指定管理者の募集にあたっては、指定期間終了前から積極的に広報を実施するとともに、新たに港湾局HP等を活用した広報を実施してまいります。

また、募集期間についても、可能な限り長い期間とするよう努めてまいります。

## 4 行政コスト計算書

### (1) 行政コスト計算書の分析

[意見の要旨]

一定の仮定の下、平成20年度4億90百万円の行政コストが生じており、収益と差引きした結果、4億16百万円の損失となっている。また、費用に対する収益の割合からみて、総コストの15.1%しか回収できていないことが分かる。施設

別に区分しても、それぞれの施設の利用料収入をはるかに上回る費用が発生している。建設費が70億円という巨額の投資であったにもかかわらず、開設当初の業績見込が甘かった上、施設の低利用とも相まって、開設当初の目的が達成されていない状況である。今後、行政コスト計算を参考に、コスト感覚を持った運営を実施することが望まれる。

[措置の内容]

川崎市港湾振興会館活性化委員会を平成22年6月に設置し、行政コストのあり方についても、検討を進めています。

特に、施設の老朽化への対応、各施設の利用率向上等についても、平成23年度中に対策を検討し、長期的視野に立った対応を図ります。

## 5 港湾振興会館の今後のあり方

[意見の要旨]

港湾振興会館の開設当初の計画を改めて検討すると、展望室、会議室及び研修室においては、当初の計画と大きく乖離がみられ、その他にも、映像コーナー、港湾紹介展示コーナー、旧喫茶室及びレストラン等、施設利用に課題がある。また、施設の老朽化が進行し、今後は更にコストは増加することが予想される。行政コストを削減するためには、ライフサイクルコストを削減するための予防的措置が必要であると考えられるが、その前提として、施設の利用状況等を踏まえつつ、市の限られた財源から当該施設にどの程度税金を投入する必要があるのかについて検討しなければならない。当該会館の今後のあり方について、広く市民にアイデアを募集することや、学識経験者等外部の委員を含めた（仮称）活性化委員会を設置し検討することも有用である。市は、今後の施設のあり方について抜本的に検討する必要があると考える。

[措置の内容]

学識経験者や市民等を含む港湾振興会館活性化委員会を平成22年6月に設置し、他都市の状況、東扇島各施設利用者に対し実施したアンケート等を基に、会館の今後のあり方について検討を進めています。

平成22年度内に提出される報告書を基に、施設老朽化への対応、利用率向上、行政コストの削減等について、平成23年度内に検討し、長期的視野に立った対応を図ります。

## II-7 港湾緑地

### 1 東扇島西公園

#### (1) 施設の維持管理

[意見の要旨]

東扇島西公園において、海との境には大人の胸辺りまでのフェンスがあり、また芝生も刈られ樹木も剪定されており、適切に整備、管理されている。

休日には多くの家族連れが訪れ、市民の憩いの場となっていることから有効に活用されていると判断でき、適切な管理によって現状を維持できれば、基本計画にお

ける「緑の拠点」として十分な機能を果たすと考えられる。

しかし、海に面しているため、フェンスの錆及びウッドデッキの腐食等の老朽化が、通常の施設より早いことが予想される。また、樹木も大きくなるにつれて、剪定に労力とコストが掛かることが予想される。

現在の状態を維持していくためにも、定期的に予防保全的な観点から点検、補修を行っていくことが望ましい。

[措置の内容]

平成23年4月から、港湾緑地の管理手法を一部変更し、経年劣化に対する予防保全的な観点から点検を行い、錆・腐食等の早期発見及び早期対応に努めるとともに、必要に応じて計画的な補修を進めてまいります。

## (2) 緑地利用のマナー

[意見の要旨]

市は、緑地管理者として、利用する市民や港湾就業者が楽しく緑地と親しむため、利用者のクレーム等を汲み取って、マナー違反に関する意識啓発及び遵守の呼びかけを行う必要もあると考える。例えば、東扇島西公園には、隣接して2箇所の有料駐車場が設置されているにもかかわらず、視察時には、路上に数十台駐車されていた。路上駐車は交通事故や緊急車両の通行の妨げになる等トラブルの原因となるので、地元の警察と協力する等、対策を講じることが望ましい。また、トイレや水飲み場の横にゴミが投棄されている。東扇島西公園においては利用者にゴミの持ち帰りを要請しており、ゴミ箱を設置していない。利用者のモラルの問題でもあるが、一旦ゴミが捨てられると他の利用者も同様に捨てる可能性がある。また、可燃物を放置することは防災上も好ましくないため、対策を講じるのが望ましい。

[措置の内容]

釣り人の不適切な行為などのマナー違反をはじめとして、寄せられる苦情に対して、直接注意を行うなど適宜対応するとともに、立て看板等を設置し啓発を行っております。

公園周辺の公共エリアは、平成20年10月から、港湾法の規定により自動車等の「放置等禁止区域」に指定しておりますので、この制度の周知を含めて、引き続きチラシ配布や立て看板等による駐車禁止の啓発を行ってまいります。また、平成22年6月に市バス路線を延伸し、川崎駅から東扇島西公園への公共交通機関利用によるアクセスが向上しております。

また、ごみの投棄に対しては、投棄の多いトイレ脇などに新たに看板等を設置し、利用者にごみの持ち帰りを要請する措置を講じております。+

## 3 ちどり公園

### (1) 施設の維持管理

[意見の要旨]

ちどり公園の維持管理費用は、そもそも十分な金額とはいえないにもかかわらず減少傾向にある。通常、公園の樹木は年とともに成長していくため、樹木の剪定や

芝刈り等の維持管理が行き届かなくなるのは、いたしかたないところではある。「川崎市緑の基本計画」は、ちどり公園を「緑の拠点」として活性化させることを示しているが、東扇島地区の緑地整備により利用者が減少していることから、高いコストを掛けて再整備する必要性は高くないとも考えられる。とはいうものの、公園設置の当初の目的である港湾就労者の休息の場として必要であり、また、公園には震災等の災害時に避難地、避難路及び延焼防止等の機能があるため、ちどり公園にもそのような機能が期待されている。したがって、安全性を確保した上で、例えば成長して管理が行き届かない樹木を伐採し、その後の維持管理費の削減に努め、改めて東扇島西公園のように市民及び港湾就業者に広く利用されるような維持管理のあり方を、検討すること等も必要と考える。

[措置の内容]

ちどり公園の維持管理については、費用対効果に配慮し、今後も適切な公園管理に努めます。

また、平成12年の川崎港港湾環境計画や、平成22年8月に策定した千鳥町再整備計画、さらには周辺立地企業の環境整備計画等を踏まえたうえで、市民及び港湾就業者に広く利用される緑地の整備及び維持管理のあり方を検討してまいります。

#### 4 港湾緑地の今後の在り方

[意見の要旨]

今後、港湾緑地は老朽化が進行し、維持管理費用が増大することが予想される。その一方で、厳しい市の財政を考えると、港湾緑地の維持管理費用に十分な財源を確保するのは困難になると予想される。そこで、経済的かつ効果的に管理することが重要となるが、その方策として嘱託職員の雇用や、NPO 法人等との連携を検討することは有用であると考えます。

[措置の内容]

現在、本市の公園緑地の管理運営については、指定管理者制度の導入や市民協働の推進など、管理運営体制の再構築に向けた検討を進めております。

港湾緑地についても、立地条件など都市公園と異なる点はございますが、管理運営については一致するところも多いことから、同様の検討を踏まえた上で、より経済的かつ効果的な管理運営手法のあり方について検討してまいります。

## II-8 学校施設

### 1 施設の有効活用

#### (1) 特別教室の利用の増加

[意見の要旨]

利用者数の現状を見ると、校庭及び体育館の利用は盛んであるものの、特別教室の利用はさほど多くはない。特別教室は校舎内の施設であり、個人情報保護等セキュリティ面の課題があるため、開放に適した学校自体が多くなく、また施設規模等の面から利用方法や利用人員に制限がある。市では、特別教室の開放を進めるため、セキュリティ対策を実施する等、計画的に施設の条件整備を行っている。しか

し、特別教室の利用については、開放校数は年々増加しているものの、現状ではすべての学校において開放されているわけではないこと及び学校事情により開放されている施設の種類（音楽室、家庭科室等）が異なること等の理由により、地域住民の認知度が未だ乏しいのが現状であると思われる。したがって、特別教室の開放事業は、その具体的な利活用方法を提案することも含め、より強力で周知していくことが必要である。

[措置の内容]

特別教室の開放事業については、「川崎市立学校施設有効活用あり方検討委員会」等において特別教室等の利用方法や周知方法等を検証し、地域住民の認知度を高め、学校、地域が共に使いやすい施設開放を進めてまいります。

## (2) 全体的な利用者数・利用機会の増加

[意見の要旨]

平成20年度の学校別の利用者数を見ると、延べ7万人以上利用されている学校から、5千人程度の利用にとどまる学校まで様々である。1校当たりの平均は1万4千人程度である。利用の盛んな学校においては、総合型地域スポーツクラブによって運営されていることもある。また、地域住民によって組織される運営委員会が精力的に利用調整を行い、利用者数を増加させている例も見られる。利用のそれほど盛んでない学校の運営委員会についても、このような好例を周知する等して、より一層の開放利用の推進に取り組んでもらうことが考えられる。

[措置の内容]

平成23年2月頃に開催する開放運営委員会への説明会等で、他の開放委員会における参考となるような事例を紹介、発表するとともに、利用機会の増加のための工夫を依頼するなど、開放利用を推進してまいります。

## (3) 文化系団体の利用者促進

[意見の要旨]

学校施設利用者は年間200万人以上にのぼっているが、現状では、活動内容別に分析すると利用団体に偏りがあるという実態がある。平成20年度における登録団体を活動内容別には、スポーツ系及び軽運動等の運動系団体が多くを占め（78%）、文化系活動団体の登録数は、その他を合わせても全体の13%にとどまっている。これは、主に文化系団体に利用されることが多い特別教室の開放数がこれまで少なかったことも一因であるが、もっぱらこれまでの施設利用が、校庭と体育館を中心にスポーツ系団体によってなされてきたことが大きな要因であると考えられる。今後、すべての小中学校において特別教室の開放を目指しているため、文化系団体の利用を促進させる方策を検討し、既存のスポーツ系団体以外の新たな利用層にアピールしていくような試みが、施設開放を充実させ利用の質を高めるという点で有用であると考えられる。

[措置の内容]

文化系団体も利用できる校舎内の特別教室について、平成20年度からセキュ

リテイ等を配慮した開放のための施設整備を実施しており、今後も引き続き、特別教室の開放未実施校についても整備を実施してまいります。

#### (4) 利用機会の公平性の確保

[意見の要旨]

今後、施設利用者が増加するにつれて、限られた施設のなかで利用機会の公平性を確保していくことが重要な課題になってくると想定される。利用者が増加しているなかで公平な利用機会を確保していくためには、運営委員会の努力により利用調整会議の開催回数を増加し、新規利用候補団体への広報を強化するとともに、一部抽選方式の導入や利用上限枠の設定等、特定の団体に偏らない仕組み作りを検討していくことが必要である。

[措置の内容]

利用機会の公平性の確保にあたり、平成23年2月頃に開催する開放運営委員会への説明会等で、利用上限枠の設定、利用調整会議の開催回数の増加、広報の強化、抽選方式の導入などの工夫を依頼してまいります。

## 2 体育館の電気料金

### (1) 体育館の電気代に係る受益者負担

[意見の要旨]

学校施設開放事業に係る経費のうち電気代だけでも、経費の節減と税負担の軽減という観点からは、利用者に一定の受益者負担を求める余地があるものと考えられる。利用実態にふさわしいと判断する方法をもって、学校施設開放事業において掛かっている経費の金額及び負担を求めるコストを明らかにし、徴収経費等とのバランスを見極めながら、体育館電気代を収受するという受益者負担の是非を検討していく必要があると考える。

[措置の内容]

学校施設開放における体育館電気代等の諸経費について、平成25年度の受益者負担導入に向けて、「川崎市立学校施設有効活用あり方検討委員会」等において、受益者負担とする対象経費の範囲等について検討します。

## 3 施設開放事業の今後のあり方

[意見の要旨]

市において、施設開放事業が年々拡大し、利用者が増大している。それに伴い、利用機会の確保や経費負担等の課題もまたクローズアップされているなかで、校庭や体育館のキャパシティは上限に近づきつつあるという現状がある。単純に利用者を増やせば良いという時期はいずれ終焉を迎え、より利用しやすいサービス及び満足度の高いサービスが求められてくる。それは「量より質」への転換である。その転換を成功させるか否かの重要な役割を果たすのは、各地域の運営委員会、ひいては地域住民である。模範的な取組みを参考にしつつ、それぞれの特色を発揮することが必要と考える。何よりも、地域住民の積極的な運営を望まれるところである。

学校教育に支障のない範囲で、各学校や地域の実情に応じて学校施設の有効活用が更に促進されることを期待する。

[措置の内容]

開放運営委員会と連携を深めながら、より利用しやすいサービス及び満足度の高いサービスを目指し、学校施設の有効活用を促進してまいります。